

2 租税特別措置法に係る所得税の取扱い

(1) 措法 27 の 2 関係

① 複数の有限責任事業組合契約を締結する者等の組合事業に係る事業所得等の計算

27 の 2 - 1 個人が複数の有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律第 2 条に規定する有限責任事業組合をいう。以下この項において同じ。)の組合事業に係る不動産所得、事業所得若しくは山林所得(以下この項において「事業所得等」という。)を生ずべき業務を営む場合又は事業所得等を生ずべき業務のうち有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等を生ずべき業務と有限責任事業組合の組合事業以外に係る事業所得等を生ずべき業務を営む場合には、損益計算書又は収支内訳書はそれぞれの業務に係るものの区分ごとに各別に作成するものとする。

措規第 9 条の 6 第 6 項において、有限責任事業組合契約を締結している組合員である個人は、措法第 27 条の 2 第 2 項の規定により確定申告書に添付すべき同項の書類のほか、その年分における組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得(以下「事業所得等」という。)につき、所規第 47 条の 3 第 1 項の規定に準じて作成、記載した書類をあわせて添付しなければならない旨が規定されている。

本通達は、組合事業による事業所得等の損失額及び調整出資金額は各組合契約に係る組合事業ごとに計算する必要があることにかんがみ(措令 18 の 3④)、個人が複数の有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等を生ずべき業務を営む場合又は事業所得等を生ずべき業務のうち有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等を生ずべき業務と有限責任事業組合の組合事業以外に係る事業所得等を生ずべき業務を営む場合には、損益計算書又は収支内訳書は、事業所得等を生ずべき業務ごとに作成し提出する必要があることを明らかにしたものである。